

## 令和5年度 第9回定例(12月)教育委員会議 会議録

令和5年度第9回定例教育委員会議が、令和5年12月26日(木)午後2時00分に教育長室に招集された。

### 議 事 日 程

第1 開 会 午後2時00分開会

第2 教育長挨拶

第3 令和5年度第8回議事録の承認・・・・・・・・・・・・・・・・承認

第4 教育長活動報告

第5 報告事項

報告1 令和5年度第4回定例村議会案件について・・・・・・・・了承

第6 審議事項

審議1 猿払村立学校管理規則の一部改正について・・・・・・・・承認

審議2 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」

への市町村別結果の掲載について・・・・・・・・承認

審議3 猿払村奨学資金貸付対象者(奨学生)の決定について・・・・・・・・承認

第7 活動計画 令和5年12月27日(金)～令和6年1月25日(木)までについて・・・承認

第8 協議事項

協議1 令和5年度第10回定例教育委員会議の開催について・・・・・・・・承認

第9 その他 なし

第10 閉 会

午後2時40分閉会

議事録署名委員

原 本 署 名 済

議事録作成職員

教育次長 阿部 孝好

## 第9回定例(12月)教育委員会議出席者名

〔出席委員〕	教 育 長	真 坂 潤 一
	教育長職務代理者	桧 物 誠
	委 員	榛 澤 弘 章
〔出席職員〕	教 育 次 長	阿 部 孝 好
	給食センター所長	西 口 亮 一
	教 育 指 導 員	浅 野 孝 一
〔欠席委員〕	委 員	近 野 由 恵

- 阿部教育次長：本日、近野委員さんお休みです。揃いましたので、若干早いですが、『第9回 猿払村教育員会議』を開催させていただきます。教育長よりご挨拶致します。
- 眞坂教育長：どうも皆さんお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。当初予定していた日に私インフルに罹ってしまいまして今日まで延びさせてしまいました。本当に年末の慌ただしい時期の開催ということになりましたけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。本日は報告事項、審議事項もございませうので、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。
- 阿部教育次長：続いて、前回の『議事録の承認』をいただきたいと思ひます。お願ひいたします。

### 《各委員署名》

ありがとうございます。それでは『活動報告』教育長より行ひませう。

- 眞坂教育長：はい。それでは資料1の方ご覧下さい。11月21日から本日までの報告でございます。11月20日過ぎからですね鬼志別小学校と拓心中学校でインフルエンザの罹患する児童生徒が出てまいりまして鬼小については、1年生から2年生。そして5年生。3年生ということで28日まで。学年によっては28日まで休みと。学級閉鎖という形になりました。拓心中学校も最初は1年生だけということで3日間の学級閉鎖でございませうけれども、後半ですね12月に入ってから3年生が学級閉鎖という形で5日間の学級閉鎖となっております。11月27日、28日とですね、例年行われているんですけども、まちづくり懇談会ということで今回は浜猿払と浅茅野の方に出向きましていろいろお話しを伺ってまいりました。教育委員会関連では浜猿払小学校、旧小学校の利用の方法だとか、そういった面でのいろんな話しがありました。浅茅野に関しては例年、雪解けだとか大雨の時の排水の地域的な悩みというのがずっと続いてまして学校も含めてですけどもなかなか下水がうまく処理されていないという悩みがこの日出ておりました。雪解け後調査をするという回答をしてくてきています。12月3日の日ですけども、稚内市で手をつなぐ子らの作品展というのが開催されまして、特別支援学級の子ども達で作った作品を展示即売するという、毎年行っています。久々に開催されまして私行って参りました。本村の子ども達、学校の子ども達の作った作品をその会場で販売されてました。元気な大きな声を出してお客さんにアピールをしておりました。12月に入りまして、11月後半から12月に入りまして、拓心中学校の部活動に関する地域移行の関係で村内にありますスポーツ団体との懇談会を実施しております。剣道、バトミントン、バレーボール少年団にかかる部分の指導者との懇談を行っております。それを基に拓心中学校とも12月の21日ですけれども打合せを行なっています。なか

なかうちのように小規模の地域ですと完全に学校から部活動を切り離すということになって地域での指導者っていうのが大きな課題となっています。なかなか地域で指導者が賄えないのでうちだけじゃないんですけども大都市を除けば皆さん同じような悩みも抱えていて、それをどうするかっていうところが非常に大きな問題があってなかなかこの事業は進んで行かないというのも実態で管内でも既に始めたところもあれば、なかなかうちの様に進まないところもあるというふうに聞いているところです。詳しく情報が入りましたら会議の中でもご説明したいというふうに考えております。それから12月の15日の日に教育支援委員会開催いたしましたして、就学児童の子どもさんで専門検査の必要性があるというお子さんの検査が終わりまして、結果を基に教育支援会議の中で入学する学級を判定しこの児童の学校での体制をどうするかという協議をこの日行っております。19日ですけれども、村営スキー場の安全祈願祭をこの日行いました。リフト券売り場と休憩所を今年新しく建て直しまして非常に良くなりました。残念ながら積雪がまだ足りなくてですねオープンまでには至っておりません。今日までの雪でもなかなか難しいということでは早くても年明けのオープンになるのかなと予想しているところでございます。先週ですけれども暴風雪で村内の学校臨時休業といたしました。21日の日ですね。今季初めての臨時休校となりました。この日、午後からは村内の体育施設についても休館とさせていただいております。22日には村内の各学校の終業式が行われて23日の土曜日から冬期休業が始まって1月の17日までとなっています。で、本日の会議ということでこれまでの活動となっています。

○阿部教育次長：はい。続きまして『報告事項』一点、12月の12日から行われました定例会での教育委員会の案件について可決されております。資料2の1枚物につきましては、補正予算ということで前回ちょっと報告できませんでした。内容を簡単にお伝えいたします。まず、歳入ということで国の補助金なんです。この学校保健特別対策事業費補助金、これまでも感染症対策で毎年補助金があり、今年も当初で補助金を受けておりましたが、追加で交付があるということで、1校あたり34万円ということで、5校分。上限の申請を行って、先日、決定も受けているところです。それを受けて何をというところなんですけども、この中段を見ていただきたいと思うんですけども、歳出の第9款の17、備品購入費280万円と一番下の備品購入費70万円ということで、換気と温度管理を適切に行うということでの名目で、スポットクーラー。各学校の教室に移動式のスポットクーラー。ダクトから冷風が出るようなタイプのものなんですけども、そちらを購入して、来年の夏の暑さになんとか役立てたいということで、全部で35台。用途としては普通学級の教室、保健室、職員室というところに設置を行おうと思っております。効果がやはりちゃんとしたクーラーに比べるとかなり低いんですけども、まず当面これでのぎたいというところで、北海道立学校なので高校も窓につけるクーラーを全部の学校に導入しますということで、ニュースがあったと思うんですけども、最初、学校の方も本格的なエアコンは工事が必要なのでこの補助金を使って買うことが出来ないということで最初から言われておりました。工事の伴わない窓枠にはめ込むタイプの簡易的なクーラーか、このスポットクーラーであれば、この補助金を活用して来年の夏の暑さに備えて欲しいという北海道の中での説明もありましたので、窓枠クーラーの方が希望の学校の希望も多かったのも、そちらを当初買ったんですけども、まず、窓ごとに取り付ける枠が違うというところと、季節商品なので、村内というか村と取引のある業者さん4つ、5つ聞いたんですけど

ども、取り扱えない、物の確保もできないということで断念して、スポットクーラーならば何とか台数的には調達が可能ですという事で、昨日入札も終わって 35 台の購入ができることが決まったところなんですけども、北海道立学校は窓枠クーラー付けるという報道されていましてので、数も数なので大丈夫なのかなという感じはするんですけど、台数的にうちと比では無いぐらいなので、なんとかするのかなと思いつつも、うちも窓枠クーラーは模索したんですけどできないということで断念し、こちらのスポットクーラー購入に至ったということをご理解いただきたいと思います。その他に関しては入札の執行残の減額と、修繕費の増というところでの補正を行っているところです。裏面を見ていただきたいと思いますが、行政報告と併せてご覧いただければと思うんですけども、原発の処理水放出以降ですね、ホタテの禁輸措置がまだ中国の方で続いているということでホタテの消費がなかなか今年は厳しいというところその支援策ということで、今年 9 月の定例議会で、そういうことを実施したいというお話しをしていたところですが、この補正予算でホタテメニュー追加に伴う増 644,000 円を補正予算計上させていただいて、この行政報告をしたとおり、毎月 2 回程度のホタテメニューの追加という事で、今実施しているということも行政報告しておりますので御了承いただければと思います。まずこちらの方は報告事項ということでお伝えさせていただきます。続いて、『審議事項』を併せて説明させて審議をいただきたいと思いますが、1 つ目です。資料 3。『猿払村学校管理規則の一部改正について』ということで、資料 3 は 2 つ。資料 3 と資料 3 の 2 の両方ご覧いただきたいと思いますが、先ず資料 3 北海道立学校なので主に高校の関係の北海道教育委員会規則の改正が行われております。何が行われたかというところですけども、こちらも今年の夏の暑さを受けて夏休み期間を今まで道立学校は夏休み 25 日、冬休み 25 日ということで決まっていたんですけども、裏面を見ていただきたいと思いますが、それが校長が定める期間というふうに変りまして、この中段、真ん中らへんですかね。新設 4 と書いている左側の新というところの中段 4 下線の部分ですけども、休業日の総日数が 56 日以内とするということで、まず日数が今まで 25 日、25 日だったので、50 日だったんですけども、56 日に拡大と。さらに合わせて 56 日ですので、極端な話 50 日と 6 日でも夏休み 50 日、冬休み 6 日というような取り方でもいいんですけども、おそらく夏休みいままで 25 日だったものを 30 数日間と冬休みについては 20 日間程度ということで、趣旨としては北海道は夏は涼しかったということで、夏冬同じ日数で長期休業を組まれていたというところがありますが、本州の様に夏の暑い時期の中、学校を休みにして、夏の暑さが落ち着いたころから 2 学期ということに学校の年間計画を変革していくために、まずこの長期休業の規定を改正しますということで、今回の改正の趣旨としては夏休みを長くもたせるための改正ということで、まず北海道立学校が変わったということがあります。それを受けてなんですけども、資料 3-2 です。猿払村も涼しい地域とはいながらも、今年の夏はやはり、夏休みが終わって 2 学期開始の頃ものすごく暑い日が続いたというところがあります。先ほどスポットクーラーもその対策の 1 つなんですけども、夏休みの延長は行なっていかなければならないだろうと。北海道の規則改正も無視は出来ない、ならっていかなくゃならないというところもありまして、まず合計については 56 日という改正を行いたいというところがまず 1 点あります。ただ 56 日以内なので、今までの 25 日、25 日の 50 日をいきなり 6 日足してしまうとそれだけ平日が少なくなってしまうと、先日行われた臨時休業、吹雪による臨時休業などがあった場合

にどんどん実数が足りなくなっていて、土曜日の登校をしなければならなかったり、最悪の場合、卒業生が卒業式後も学校に行かなければならないといったような事態も想定されるので、56日以内という改正は行なう形を取りたいんですけども、実態としては、56日めいっぱいではなくて、51日、52日、53日ということで段階的な拡大ではありませんがこの改正を前提と内容で校長会とも協議をしたところですけども、いきなり56日を休みにしてしまうと相当学校としては厳しいというところがありましたので、まず来年は51日ないし52日。51日というところで考えておきたいということで、打合せをしているところです。改正については、56日以内ということで猿払村の規則も改正をしたいということの提案をさせていただきたいこと、その中で来年度については夏休みに比重を置いて、この規則の改正がされたという前提ではあるんですけども、夏休み30日、冬休み21日というような割合で今年の夏でいきますと、ちょうど暑い週の夏休み終わったすぐの平日。1週間は夏休み期間中になるような形で予定をしていきたいというようなことで、学校長とはお話しをしているところです。もしこの規則を改正しなかったとしても夏休みを長くするということが可能なんですけども、まず、こういったものはやはり根拠が必要になりますので、北海道に合わせた改正を行っていききたいということをご理解下さい。来年の夏に向けてはそのような形で夏30日、冬21日というような想定で今、来年度の計画を作成中というところがあります。まずこの猿払村学校管理規則の改正についてということでご提案させていただいて、承認をいただければと思っております。今この内容について、いかがでしょうか。報道ではもう結構決めました、決まりました。みたいなニュースも結構出てはいたんですけども、一応、猿払村も追随はしていくけども、56日以内に改正していきなり6日拡大はちょっと、厳しいというところがあります。ただ、56日以内なので、その設定については学校長が決めるということは今までどおりなんですけども、そういったことで来年度以降対応を行っていききたいということで考えているところです。この規則の改正についてはよろしいですかね。ご了承いただけますか。

○委員一同：はい。

○阿部教育次長：はい。ありがとうございます。それではこの規則の改正ということで、ご承認をいただきありがとうございます。続きまして、審議の2番目です。資料4番になります。『令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について』ということで、こちら先日も先日、全国学力調査の関係で、市町村ごとの結果を公表するということで、同意がない市町村については掲載をしないということになりますが、全道171市町村皆同意をしている中で、全道の結果がホームページなどでレーダーチャート、全道・全国の平均との対比など閲覧することができる形になっております。同意をしないというならそれなりの理由をもってしなければなりませんので、基本的に結果資料の掲載についてはというところでは同意をするということで、校長会にも意見を聞いて問題はありませんかというところで確認はしておりますので、この教育委員会議での決定ということで、させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○委員一同：はい。

○阿部教育次長：ありがとうございます。こちらは同意するというので、承認されました。続いて、資料5番になります。こちら名前は議事録の関係もありますので、資料だけご覧いただき、名前を伏せながらお話ししたいと思います。教育委員会でも実施しております、村独自の奨学資金の貸付につ

いて1名の申請がありましたので、御審議いただきたいと思います。来年度に札幌の4年生の大学に進学される際に、この奨学金を申請したいということで一名の提出がありましたので、お諮りしたいと思います。学校の方からの奨学生推薦書というところと、一番裏面には成績見込み証明書ということで、かなり詳細な成績証明になりますので、こちらの資料の取り扱についても十分御留意いただいて、絶対口外をしないようにお願いしたいと思います。こちらの札幌の4年生の大学に合格が決まりましたということと、学校の方からも、人物・学業・課外活動・その他所見というところで、ふさわしい人物であるということで推薦をいただいておりますので、こちらの一名について、奨学資金の貸し付けの決定を同意いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員一同 : はい。

○阿部教育次長 : はい。税務への税滞納についても確認をして保証人・連帯保証人ともに税滞納等は一切無いということも確認しておりますので、併せてご報告させていただきたいと思います。これで報告事項、審議事項全て説明を終わりたいと思いますが、確認したいこと、質問等ありましたら一度お受けしたいと思います。いかがでしょうか。大丈夫ですか。

○委員一同 : はい。

○阿部教育次長 : はい。それでは『活動計画』に移りたいと思います。資料6番ご覧下さい。年末年始休業も挟みますのであまり予定は多くはありませんが、学校の年末年始休業は3日までということになっております。その間は学校閉庁日ということで学校は一切、開けない。先生方も出勤はしないということで確認しております。役場行政機関の年末年始休業ですが、12月30日の土曜日から、今年は土日がぶつかりまして1月8日までということで、長い休みをいただかせていただきます。その間に1月3日、令和6年二十歳を祝う会ということで、交流センターで実施をさせていただきます。委員さんの出席もご依頼させていただいてるところです。消防の出初式1月6日の土曜日ということで実施がされます。1月9日、役場の御用始め、私たちの昇給辞令の交付もこの日行われる予定となっております。1月13日、社会教育の事業ですが、書初め体験教室ということで、こちら例年、定員を設けておりますがすぐいっぱいになるような人気のある教室になっております。こちらも実施をしていきたいと思っております。23日はその作品、体験教室の作品、学校で取り組んだ書き初めの展示会を役場ロビーで行う予定となっておりますので、ご覧いただければと思います。来月の定例教育委員会議については、25日ということで予定をさせていただきたいと考えております。『協議事項』も、こちら1点となります。来月10回目の定例教育委員会議については1月25日に実施をさせていただきたいということで、お諮りさせていただきたいと思います。日程については大丈夫ですかね。

○委員一同 : はい。

○阿部教育次長 : ありがとうございます。25日に次回開催させていただくというところで予定させていただきます。全体を通してご質問等ありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○松物委員 : いいですか。最近ですね、ニュースなどでいじめ問題が結構クローズアップされたりしているんですけども、猿払村内ではそういうような事例、懸念されるようなことはないということでもいいですかね。

○阿部教育次長 : いじめはゼロではありません。結構細かい頻度でいじめの調査っていうのはあるんですけども、やはり、意地悪されたとか、仲間外れにされたとか、嫌なことされたというのは各学校ともに必ず。逆に言うと、小さないじめも積極的に見つけなさいっていうふうに変わっていますの

で。今まではゼロです、ゼロですっていうことだったんですけど、今逆にいじめの案件がゼロの場合はゼロであることをちゃんとホームページとかで公表して、いや、うちの子いじめられているんだけどとかっていうのを、ちゃんと検証して下さいというふうになっています。猿払村も各学校のいじめの調査の結果でも、いじめは件数にすると多くはないですけども、どの学校でも全学校って言うていいですね。あります。どういう対応しましかというところで実際にいじめを受けたという子どもに聞き取り、または加害をしたという方の聞き取りをして、経過観察をして、解消されましたというような形で、重大事案ということではないですけども小さいいじめはあるんですけども、怪我をしたとか、自殺を図ったですとか、本当に自殺に至ればもっと大騒ぎにはなると思うんですけども、小さなちょっといざこざがあつて喧嘩して、でも仲直りしましたよというのが今いじめとしてカウントしなさいというふうになってますので、そういった件数はかなり毎度報告のたびに数は上がって来るんですけども、重大事案という怪我をしたりですとか、金銭的な被害があつたとかっていう重大事案はないということで、よろしいかなと思います。

○松物委員 : はい。分かりました。

○阿部教育次長 : 最近、北海道でかなり札幌だったりとか、前の旭川だったりとかかなり痛ましい事故が確かに続いていますので、そこはかなり学校現場でも目を光らせていると言いますか、〇〇の場合ですと結構相談したのにスルーされたみたいな感じもありましたけど、もうあんなことがあつては本当に一大事と言いますか教育長が毎日、テレビの取材を受けるような状況になってしまうんじゃないかなと思います。うちの学校に限っては、相談があつても全然忙しいからまた後でみたいなことは、無いんじゃないかなと思っています。

○松物委員 : 分かりました。

○阿部教育次長 : よろしいでしょうか。全体通してなければこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○全員 : ありがとうございました。

《終了》

